

〇いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月5日いわき市条例第64号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長又は教育委員会をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

2 別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住民票に係る情報のほか、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供範囲)

第4条 法第19条第10号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関（以下「情報提供機関」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第5号及び第3条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第4条第1項の改正規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 法による事務

| 実施機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項若しくは税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号） |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報（以下「母子家庭自立支援給付金関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、同法その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報（以下「特別障害者手当関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療給付関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123</p> |
|--|--|---|

| | | |
|------|---|---|
| | | 号) による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付等関係情報」という。) 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) による自立支援給付の支給若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報 (以下「自立支援給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。)、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付若しくは配偶者支援金 (以下「中国残留邦人等支援給付等」という。) の支給に関する情報 (以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|------|---|---|
| 4 市長 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所関係情報」という。）、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害児入所関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 8 市長 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、地方税関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|---|--|
| 10 市長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 12 市長 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、年金給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 13 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害児入所関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 14 市長 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子家庭自立支援給付金関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当関係情報、養育医療給付関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 15 市長 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 16 市長 | 介護保険法による保険給付の支給、地域 | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は |

| | | |
|-------|--|---|
| | 支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 年金給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 17 市長 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給若しくは保険料の納付に関する処分の届出又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 18 市長 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 19 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 20 市長 | 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 21 市長 | 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 22 市長 | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 23 市長 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|--|---|
| | て規則で定めるもの | |
| 24 市長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 25 市長 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの | 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助に関する情報、障害者関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |

2 法によらない事務

| 実施機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|--|
| 1 市長 | いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年いわき市条例第60号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | いわき市子ども医療費の助成に関する条例（平成21年いわき市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | いわき市重度心身障害者福祉金支給条例（昭和49年いわき市条例第18号）による福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | いわき市重度心身障害児童福祉金支給条例（昭和42年いわき市条例第33号）による福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | いわき市重度心身障害者医療費の給付に | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地 |

| | | |
|-------|--|---|
| | <p>関する条例（昭和49年いわき市条例第52号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>方税関係情報、医療保険給付関係情報又はいわき市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成の支給に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> |
| 6 市長 | <p>いわき市身体障害者奨学資金支給条例（昭和49年いわき市条例第19号）による奨学資金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 7 市長 | <p>いわき市父子、母子福祉手当支給条例（昭和45年いわき市条例第16号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 8 市長 | <p>いわき市父子、母子等奨学資金支給条例（昭和44年いわき市条例第61号）による奨学資金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 9 市長 | <p>いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和59年いわき市条例第4号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>障害児入所関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する情報又は子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 10 市長 | <p>いわき市市営住宅管理条例（平成9年いわき市条例第84号）による市営住宅（公営住宅法及び住宅地区改良法によるものを除く。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 11 市長 | <p>私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業</p> | <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| | による補助金の交付に関する事務であ って規則で定めるもの | もの |
| 12 市長 | 老人日常生活用具給付事業による日常 生活用具の給付に関する事務であって 規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定める もの |
| 13 市長 | 緊急通報システム運営事業による緊急 通報装置の貸与に関する事務であって 規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報 であって規則で定めるもの |
| 14 市長 | 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業に よる掛金の助成に関する事務であって規 則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるも の |
| 15 市長 | 重度心身障害者交通費助成事業による 交通費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報 であって規則で定めるもの |
| 16 市長 | 重度身体障害者福祉電話貸与事業によ る電話等の貸与に関する事務であって 規則で定めるもの | 障害者関係情報又は地方税関係情報で あって規則で定めるもの |
| 17 市長 | 高齢者等住宅リフォーム給付事業によ る住宅の改良に係る給付に関する事務 であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報又は 地方税関係情報であって規則で定める もの |
| 18 市長 | グループホーム家賃補助金交付事業に よる補助金の交付に関する事務であっ て規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報 であって規則で定めるもの |
| 19 市長 | 人工透析通院患者通院交通費助成事業 による交通費の助成に関する事務であ って規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報 であって規則で定めるもの |
| 20 市長 | 特定不妊治療費助成事業による不妊治 療に要する費用の助成に関する事務で あって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定める もの |

| | | |
|----------|---|--|
| 21 市長 | 家族介護用品給付事業による介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 22 市長 | 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業による生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 23 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子家庭自立支援給付金関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当関係情報、養育医療給付関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 24 市長 | 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 25 教育委員会 | いわき市奨学資金貸与条例（昭和45年いわき市条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 26 教育委員会 | 就学援助費支給事業による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 27 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費補助金交付事業による奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

別表第2（第4条関係）

| 実施機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|---------|---|--------|---|
| 1 教育委員会 | いわき市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 生活保護関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 教育委員会 | 就学援助費支給事業による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 生活保護関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費補助金交付事業による奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |